

意見聴取について

1. 意見聴取の対象者

- 漁 協：大井川非出資漁業組合
新大井川非出資漁業組合
- 利 水：中部電力静岡支店
- 森 林：森林組合 大井川
- 農 業：大井川農業協同組合

2. 意見聴取の方法

- ・大井川流域委員会の場で意見聴取を行う。
- ・意見聴取時間は10分程度、意見交換を含めて15分程度とする。
- ・意見聴取の内容

整備計画の理念として

河川環境の改善の取り組みは引き続き行っていく。

水利用のための水利権は認めており必要性は認識している。

上記の主旨に基づいた資料を作成

説明資料は別添参照

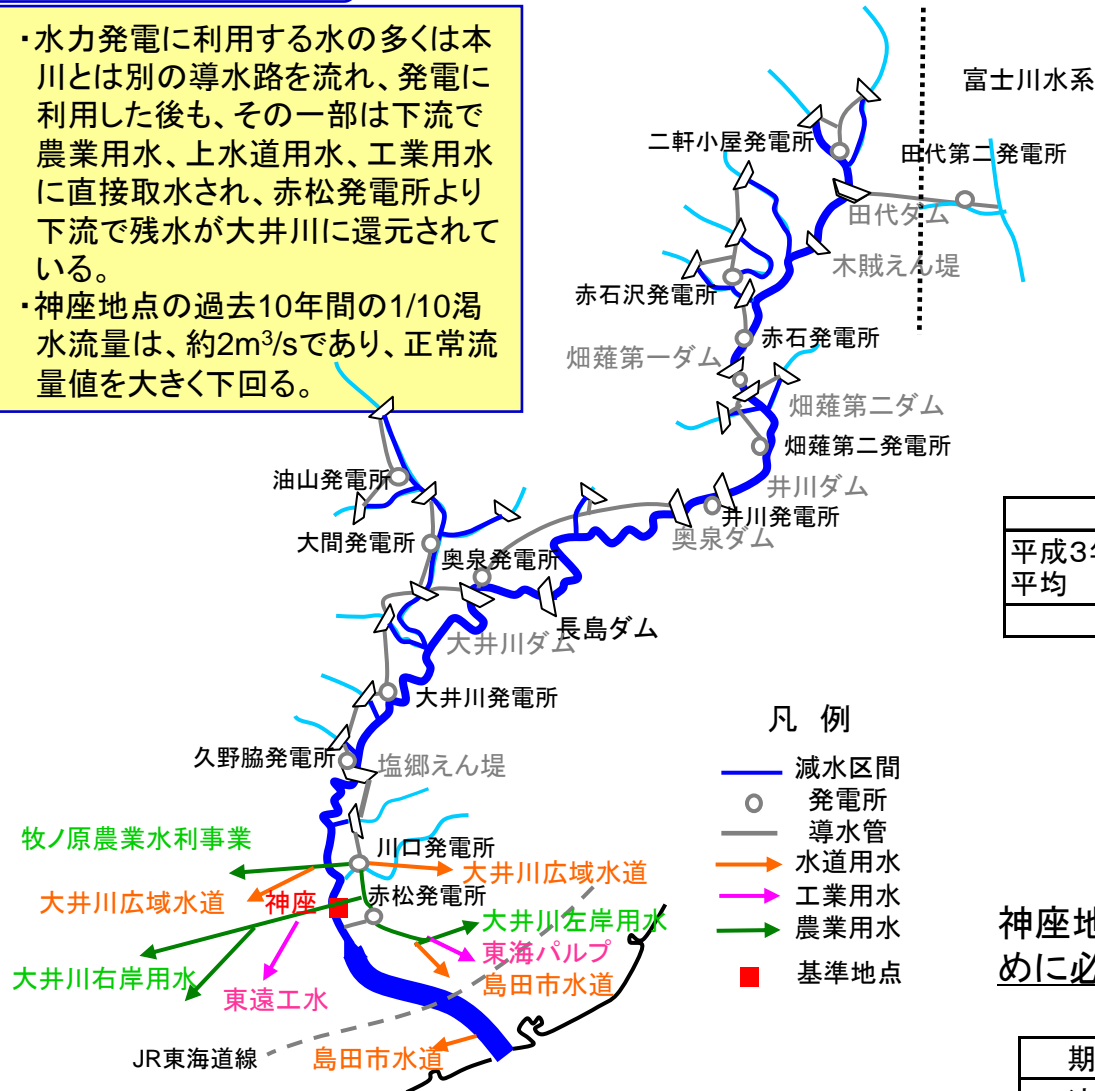
河川水の適正な利用及び

流水の正常な機能に関する現状と課題 1

第3回 大井川
流域委員会 資料-5

大井川の水利権と流況

- ・水力発電に利用する水の多くは本川とは別の導水路の流れ、発電に利用した後も、その一部は下流で農業用水、上水道用水、工業用水に直接取水され、赤松発電所より下流で残水が大井川に還元されている。
- ・神座地点の過去10年間の1/10濁水流量は、約2m³/sであり、正常流量値を大きく下回る。



大井川の主な水利権 (m³/s)

種類	件名	最大取水量
水道	島田市上水	0.205
	大井川広域水道	2.000
工水	東海パルプ	2.000
	東遠工業用水	0.087
農水	大井川用水	36.697
	牧ノ原農業水利事業	3.045
発電	最大取水量	727.710

基準地点 神座地点の流況 (m³/s)

	豊水流量	平水流量	低水流量	濁水流量
平成3年～平成16年 平均	78.7	30.9	14.1	6.2
1/10	18.82	10.49	7.2	1.95

豊水流量: 1年を通じて 95日間はこれを下回らない流量
 平水流量: 1年を通じて185日間はこれを下回らない流量
 低水流量: 1年を通じて275日間はこれを下回らない流量
 濁水流量: 1年を通じて355日間はこれを下回らない流量

神座地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量 (m³/s)

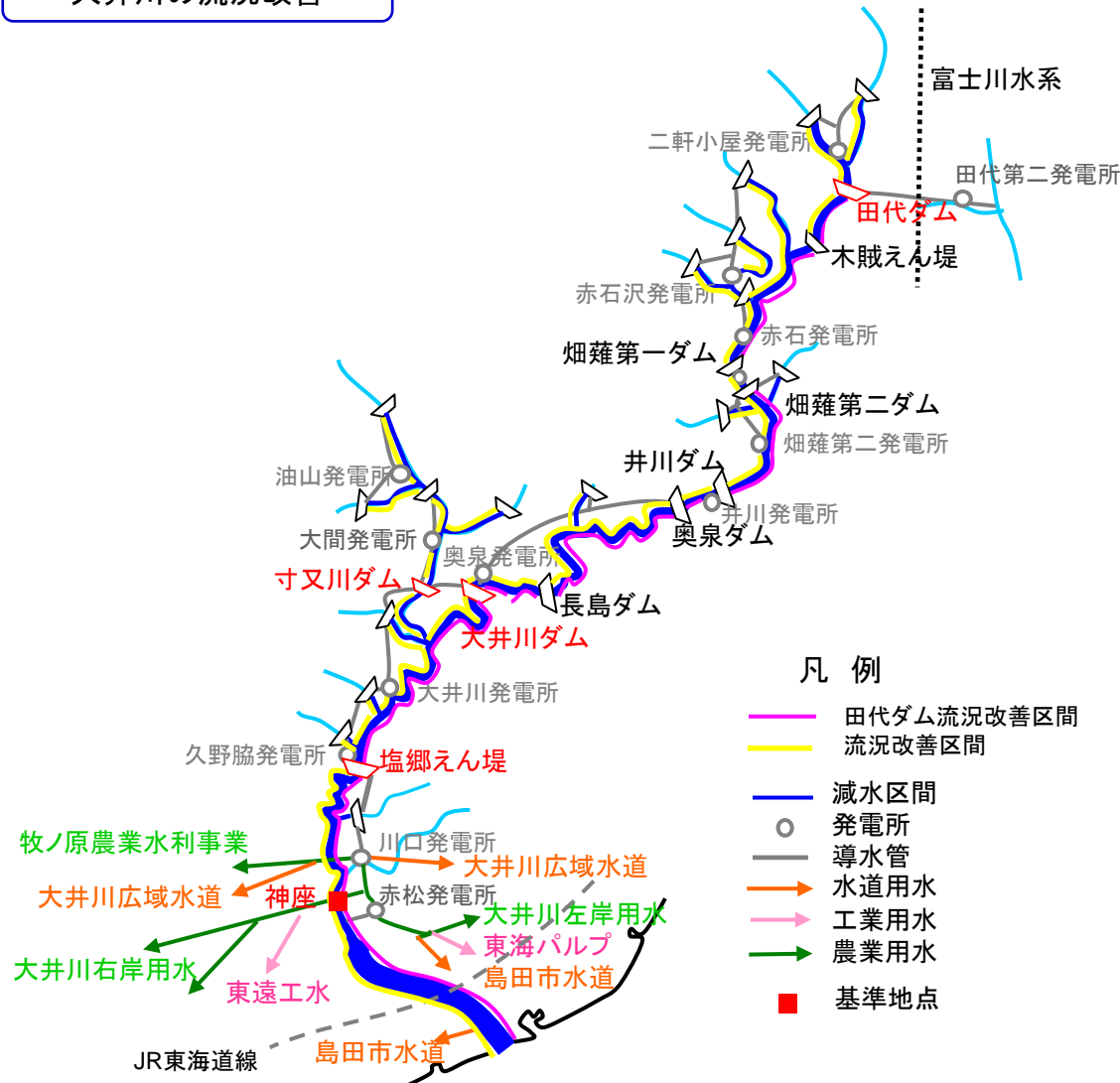
期間	1/1～2/28	3/1～6/30	7/1～8/31	9/1～12/31
流量	概ね9	概ね10	概ね10	概ね11

河川水の適正な利用及び

流水の正常な機能に関する現状と課題 2

第3回 大井川
流域委員会 資料-5

大井川の流況改善



- 大井川では、発電ダム建設が相次ぎ、塩郷えん堤下流域では河川の水が流れない状態となった。
- 地域住民からの強い流況改善の要望により、昭和61年以降、河川維持流量が確保され、本支川の減水区間において流況を改善してきた。
- 協定流量に基づき大井川ダムと寸又川ダムでは維持流量 $2.2\text{m}^3/\text{s}$ を $3\text{m}^3/\text{s}$ に、塩郷えん堤では維持流量 $3\text{m}^3/\text{s}$ を $5\text{m}^3/\text{s}$ に上乗せ放流している。
- 平成17年に最上流の田代ダムで、維持流量 $1.49\text{m}^3/\text{s}$ を確保し、本川河口までの154kmの河川流況を改善した。

○各ダムの維持放流量

「発電水利権の期間更新時における維持流量の確保について(発電ガイドライン):100km²当たり0.1~0.3m³/sの放流量を目安」(昭和63年7月)

大井川の河川整備計画の目標(案)

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標(案)

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標は、水利用実態を考慮し、景観や動植物の生息・生育等、河川本来の水環境の保全・再生に向け、関係機関と調整・連携して水利用の合理化を推進することにより、河川水の適正な利用に努め、流水の正常な機能を維持するため必要な流量の一部を回復させるものとする。